

## 民泊サービスに関する意見

平成30年7月24日  
規制改革推進会議

“民泊新法”による民泊が6月15日に開始された。しかし、届出の現状は順調とは言えず、さまざまな混乱もみられる。

最大の問題は、民泊サービスの特徴であるICTの活用が不十分にしか行われていないことである。『経済財政運営と改革の基本方針2018』では、行政のあらゆるサービスを原則としてデジタルで完結させることが目標として掲げられ、2016年度の「規制改革実施計画」でも、届出や登録の手続はインターネット活用を基本とするとされたにもかかわらず、民泊では事業者の手続がオンラインで完結しない実態がある。

民泊は、ICTが切り拓いたサービスであり、各種手続のデジタル化が徹底されてこそ、その潜在力が発揮される。その意味で、民泊はデジタル・ガバメントが実現するかどうかの試金石である。

民泊が、多様な宿泊サービスの提供や地域活性化など、期待された効果を発揮できるよう、早急に下記の「問題点」を解消するための「今後の対応策」を講じるべきである。

### 1 問題点

#### (1) 届出書類が多くオンラインで手続が完結しない

- ・ 観光庁は「民泊制度運営システム」を構築しているが、添付書類が必要であるため、このシステムだけで届出が完結した事例はないとの民間団体によるアンケート調査結果がある。それどころか、保健所や消防署に複数回行くことが必要であり、日中の仕事をしながらの届出は困難との指摘がある。
- ・ 添付書類についても、省令で規定されているものに加え、条例で追加している地方自治体があり、結果として多くの書類が必要となっている。

\*6月26日の当会議では、Japan Hosts Communityより下記の指摘がなされた。

- ・ ホスト1600人へのアンケートでは、Webのみでの届出完結率は0%
- ・ 約20種類の書類が必要。平均5回、平日に複数の行政機関に通う必要あり
- ・ 3ヵ月で届出手続が終わらないケースがある。届出書類を受け取らない、受付してもすぐ番号発行しない自治体が複数存在する

#### (2) 関連する手続が多く、煩雑になっている

- ・ 民泊を行う場合、
  - 消防法令適合通知書の交付申請
  - 下水道法に基づく使用開始の時期の届出
  - 水質汚濁防止法等に基づく特定施設の設置の届出
  - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業者への委託

等が必要である。また、安全確保のための措置として、建築士による確認が求められる場合もあるとの指摘があった。

- ・ こうした手続は、民泊を行おうとする者にとって必要以上の負担となりかねない。また、自治体によって取扱いが異なることが混乱を招いている。

(3) 届出番号の真正性がスムーズに確認できない

- ・ 法令上、旅行業者を含む仲介業者に、宿泊契約締結の代理や媒介を委託する場合、届出番号を通知する必要がある、仲介業者はその番号の真正性を確認することが求められている。
- ・ しかし、仲介業者に登録された届出番号の中には虚偽と疑われる事例もある。海外には、行政と仲介業者のシステムを連携させることで、自動的に照合が可能となる例があるが、わが国ではそのような仕組みが構築されていない。

## 2 今後の対応策

- (1) 民泊の届出に必要な書類の実態を早急に調査し、原則としてオンラインでの届出が実現するよう、改善策を講じるべきである。あわせて、届出を行う者がオンラインを選択するよう、本人確認方式の簡便化などの措置を行うべきである。
- (2) 関連する手続の実態を早急に調査し、民泊に適合した内容となるよう、観光庁は、関係省庁にガイドラインの発出を求めるなど、手続の明確化・簡素化を図るべきである。その際、オンラインでの届出を実現する観点から、添付書類の要否を精査すべきである。
- (3) 違法な民泊の排除のため、国・地方自治体と仲介業者が連携して届出番号の真正性をチェックする仕組みを構築すべきである。
- (4) 民泊新法が期待された効果を発揮するものとなるよう、事業者・仲介業者と意見交換する場を設定し、上記(1)～(3)以外の点についても、実態を踏まえながら必要な改善策を講じるべきである。

以上